第1章　計画策定の基本的事項

1　計画策定の趣旨

社会情勢の変化や食をめぐる様々な問題が生じる中、平成 17 年6月に食育を国民運動として取り組む食育基本法が制定され、同年 7 月に施行されました。

宇和島市においても、平成 21 年 3 月に「宇和島市食育プラン」、平成 30 年 3 月に宇和島市食育プラン[第 3 次]を策定し、市民に周知するとともに、関係機関や団体等と行政が相互に連携しながら様々な取組を通じて食育を推進してきました。

今回、第 3 次計画の期間が満了することから、国や県の第 4 次食育推進計画を参考とし、宇和島市食育プラン[第 3 次]の成果と食をめぐる新たな課題を分析整理し、第4次計画を策定し推進することとします。

2　計画の位置付け

○この計画は、食育基本法第18 条第 1 項の規定に基づき、本市の食育推進計画として作成しました。
○第 4 次計画は、第 3 次計画推進の成果と課題を踏まえ、今後の食育推進の方向性と令和 12 年度における達成目標を定め、関係施策を総合的、計画的に推進するための基本指針とします。
○家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、地域、行政が連携し、協働のもとに食育に取り組んでいくための行動計画とします。
○宇和島市総合計画をはじめ、宇和島市健康づくり推進計画等関連計画と、整合性を図りながら推進するものとします。

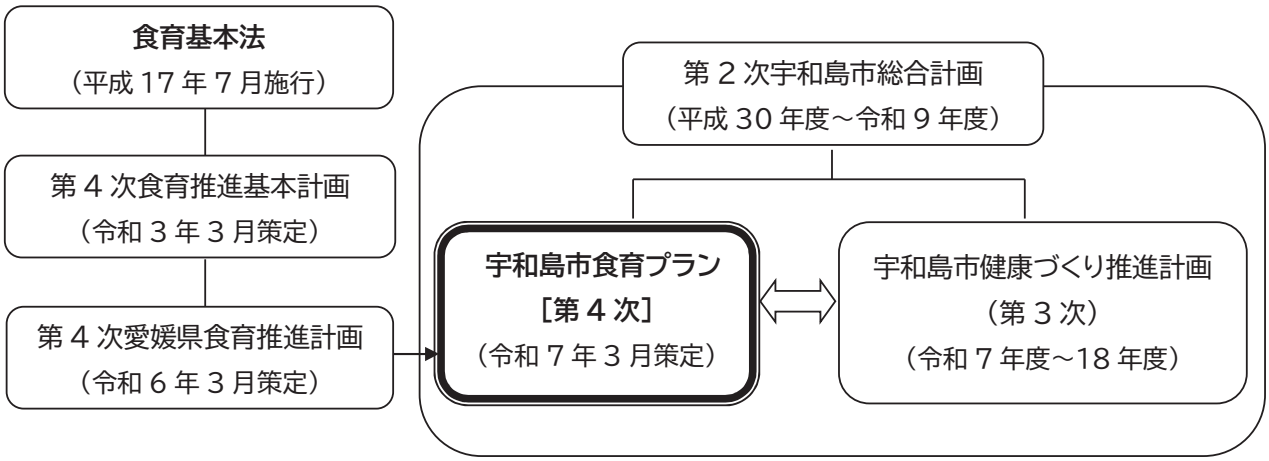

3　計画の策定と期間

この計画は令和 7 年度を初年度とし、他の計画との整合性を図りながら、令和 12 年度を目標年度とする 6 年間の計画です。各年度毎に取組状況などを評価し、事業の見直しを行いながら、計画を推進していきます。

第4次計画の策定にあたっては、「宇和島市食育推進会議」において、内容を審議しました。